

# 総務文教常任委員会

## 資料

令和元年 6 月 4 日

教育委員会 こども未来部学校教育課

## 目次

1 教育委員会における成育基本法制定に関する取組状況について ······	1 ページ
2 学習指導要領の変更に対する取組について ······ ······ ······	4 ページ

# 教育委員会における成育基本法制定に関する取組状況について

## 1 成育基本法とは

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年12月8日成立）。

胎児期、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期を経ておとなに至るまでの成育過程にある者に、医療、保健、教育、福祉が連携して切れ目なく支援を行い、健やかな成長を図るとともに、安心してこどもを産み、育てる環境を整備することをねらいとする。

今後、国が「成育医療等基本方針」を策定し、施策を実施するために必要な法制上または財政上の措置を義務づけ、実施状況を毎年公表するよう定められている。加えて、基本施策として、

- ・成育過程にある者及び妊産婦の医療・保健に関する支援
- ・成育過程における心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・予防接種等に関する記録の収集等に関する体制整備
- ・成育過程にある者の死亡の原因に関する記録の収集等に関する体制整備
- ・調査研究等

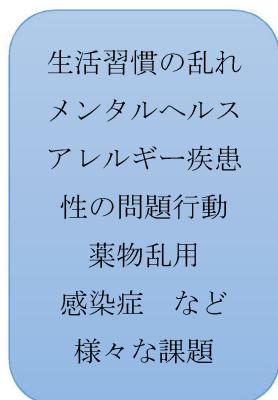
が掲げられ、母子保健や児童福祉分野の連携を強化することで、だれもが適切な支援を切れ目なく受けられることが期待されている。

具体的には、

- ・健診や相談支援を通じて虐待の発生予防や早期発見の促進
- ・科学的知見に基づく愛着形成に関する知識や食育を含めた心身の健康に関する教育の普及啓発
- ・予防接種や健診に関する記録のデータベース整備
- ・子どもが死亡した場合における死因を検証する体制づくり 等が求められている。

## 2 成育基本法に係る学校教育に求められる課題と取組

### （1）学校における保健教育の推進 多面的に



保健教育の目的：生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培う。

①体育、保健体育科

解決 小学校3年～6年（保健領域：合計24時間程度）

中学校1年～3年（保健分野：合計48時間程度）

②その他関連教科（生活科、理科、社会、家庭科等）

③総合的な学習の時間（福祉・健康）

④特別活動（学級活動・学校行事・児童生徒会活動）

⑤道徳の時間

## (2) 学校における保健教育の関係機関との連携による取組例

### ①食育

- ・「かとう和食の日」や学校給食を通じた食生活、食文化、地産地消への理解
- ・家庭科、社会科、保健体育科等の授業での学習

【社高校生活科学科、兵庫教育大学、健康課との連携】

### ②性教育講演会

- ・体の成長や妊娠・性感染症等の科学的知識だけでなく、生命の連續性と誕生の感動、親の子どもに対する思い、自分と相手を大切にする心などの視点から学習

【助産院、助産師等との連携】

### ③デートDV防止教室

- ・望ましい男女関係のあり方について学習

【福祉総務課との連携】

### ④薬物乱用防止教室

- ・喫煙、飲酒、薬物乱用による健康被害等の理解と生活習慣や自己を律して毅然と断ることの重要性等について学習

【警察・厚生労働省・学校薬剤師との連携】

### ⑤こどもさんさんチャレンジ

- ・朝食、早寝早起き、トイレ等の正しい生活習慣

【健康課との連携】

### ⑥児童会・生徒会活動

- ・委員会による啓発活動（歯磨き、手洗いうがい、換気等）

【学校医・学校薬剤師との連携】

## (3) 虐待の発生予防や早期発見

- ・発生予防としての保護者への啓発、支援・教育相談
- ・教職員による日ごろからの観察、DV問題を抱える家庭への留意等
- ・連続欠席時の家庭訪問、市教委への報告
- ・虐待の疑い事例についてためらうことなく通告

【福祉総務課、中央こども家庭センター、警察等との連携】

## (4) メンタルヘルスに関する課題（過度なストレス、いじめ、不登校、自傷行為等）に対する取組

- ・定期的な教育相談（教育相談週間等）や家庭訪問、カウンセリングの実施
- ・ストレスマネジメント、アンガーマネジメント、リラクゼーション、アサーション（適切な自己主張）トレーニング等を取り入れた授業の実施
- ・ピアサポート（子ども同士の支え合い）研修の実施

【健康課、中央こども家庭センター、心の医療センター等の医療機関等との連携】

(5) 家庭との連携

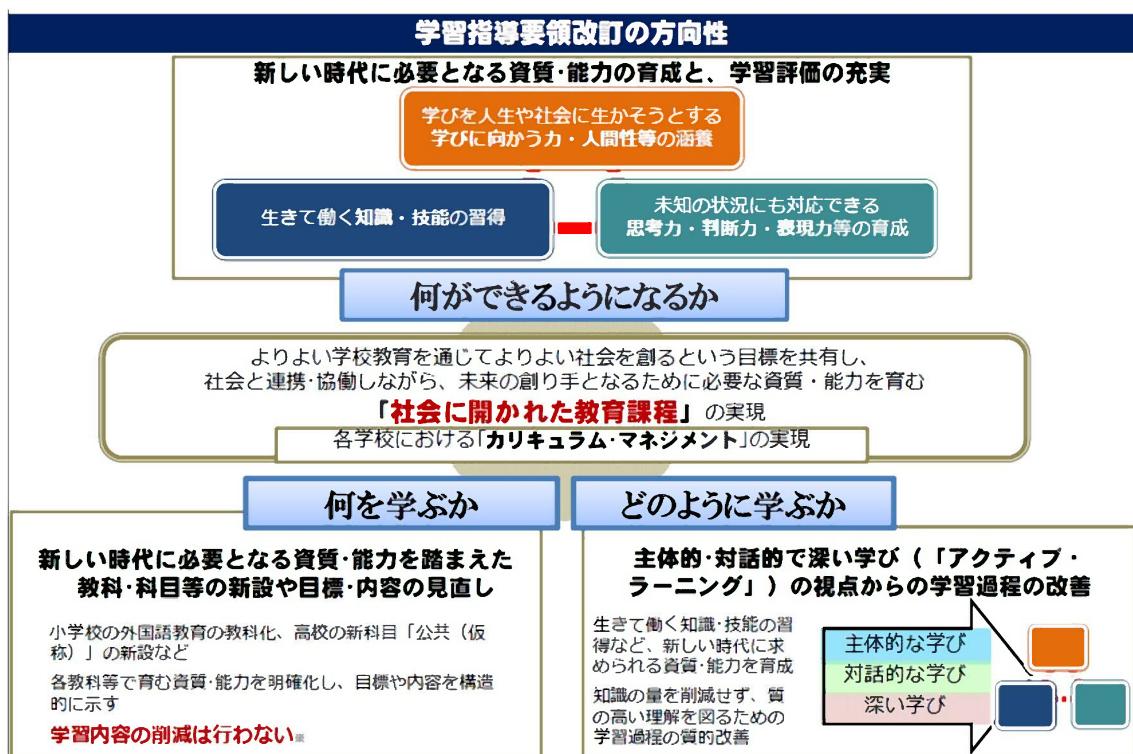
- ・「学校だより」「学年だより」「保健だより」「給食だより」等の定期的な通信物や保護者懇談会等による学校の保健教育の内容や取組、指導内容の周知、家庭への啓発
- ・授業参観、親子活動等における保健教育の実施
- ・生活習慣に関する家庭での取組
- ・保護者向けの健康や安全に関する講演会や研修会の実施

# 学習指導要領の変更に対する取組について

## 1 改訂の背景

社会の変化が激しく、未来の予想が困難な時代の中で、子どもたちには、変化を前向きに受け止め、社会や人生を人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待されている。子どもたちがこれから生きていくために必要な資質・能力を踏まえて学習指導要領が改訂された。

## 2 改訂のポイント



(平成29年度省・中学校新教育課程説明会における文部科学省説明資料より)

### (1) 育むべき資質・能力の3つの柱

- ・「知識及び技能」・・・何を理解しているか、何ができるか
- ・「思考力、判断力、表現力など」・・・理解していること・できることをどう使うか
- ・「学びに向かう力、人間性など」・・・どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか

### (2) 知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

### (3) 各学校でのカリキュラム・マネジメントの確立

教科横断的な視点、P D C Aサイクルの確立、人的・物的資源の活用

#### (4) 教育内容の改善

- ①言語能力の確実な育成・・・表現力の育成、言語活動の充実
- ②理数教育の充実・・・統計教育の充実、自然災害に関する内容の充実
- ③伝統や文化に関する教育の充実
- ④体験活動の充実
- ⑤外国語教育の充実・・・中学年で「外国語活動」、高学年で「外国語科」を導入  
　　小中高一貫した学びを重視
- ⑥情報活用能力の育成、プログラミング教育
- ⑦道徳の「特別の教科化」(先行実施)

### 3 改訂に向けた具体的な取組

#### (1) 各小中学校の平成30年度研究目標

- 『意欲的に学びに向かう子の育成～学びのつながりを意識した指導を通して～』
- 『主体的に学びを深める児童の育成～対話が生まれる授業を目指して～』
- 『筋道を立てて考え、表現できる子の育成～ともに学び高め合う授業づくり』
- 『ふるさとに誇りをもち、進んでかかわり、つながろうとする子の育成～主体的に学び合う「ふるさと学習」の創造～』
- 『考える楽しさを味わい、学びと仲間と自分を活かす授業の創造』
- 『関わり合いながら、自ら学ぶ児童の育成～ペア学習・グループ学習の充実をめざして～』
- 『自らの生き方を高める自尊感情の育成～「教える」から「学ぶ」へ～』
- 『すすんで自分を表現できる生徒の育成～自らつながり、学び合う場づくりを通して～』
- 『自らの生き方を自らが切り拓く人間力を高める教育活動の推進～他者との関わりと主体的な学びの中で成長する自立した集団づくりをめざして～』
  
- 『意欲的に学ぶ逞しい個の育成～言語活動を大切にした授業づくりを通して～』
- 『ことばを大切に、主体的に読む子の育成～言語活動を通して、ねらいにせまる授業の創造～』
- 『主体的に学ぶ子どもの育成～学びと活動のつながりを意識した外国語活動の授業づくり～』

#### (2) 具体的な教育活動

- ①主体的・対話的で深い学び
  - ・協同学習の手法の活用、協同的な学びの導入
  - ・話し合い学習（ペア・グループトーク）の充実
  - ・思考ツールの活用

## ②カリキュラム・マネジメント

- ・小中一貫教育カリキュラムの作成
- ・生活・総合の授業を中心に「単元構想図」の作成
- ・総合・特別活動・行事の見直し

## ③言語能力の育成

- ・話し合い活動「朝の話」「全校話し合い集会」

## ④伝統文化に関する教育

- ・ふるさと学習・・・かとう学副読本の編集㊂  
加東遺産めぐり、東条川疎水、山田錦、大賀ハス等
- ・文化庁巡回公演や芸術鑑賞の招聘
- ・お茶クラブ

## ⑤体験活動の充実

- ・田植え体験、里山体験、ものづくり等（地域との連携）
- ・ものづくり体験
- ・自然学校（5年）、環境体験学習（3年）、  
わくわくオーケストラ（中1）、トライやるウイーク（中2）

## ⑥外国語教育の充実㊂

- ・教員研修・・・英語指導力向上、英語力向上
- ・全校で校内研修（授業研究会）の実施
- ・小中一貫カリキュラム・年間指導計画・学習到達目標リスト等の作成
- ・評価についての研究
- ・A L Tの増員、地域人材の活用

## ⑦プログラミング教育

- ・教員研修
- ・模擬授業の実施
- ・プログラミング教材の導入
- ・年間指導計画の作成